

札幌市障がい者スポーツセンター基本構想策定支援業務

提案説明書

令和6年（2024年）4月

札幌市スポーツ局スポーツ部

1 業務名

札幌市障がい者スポーツセンター基本構想策定支援業務

2 業務の背景・目的

障がいのある方のスポーツ環境の整備については、「札幌市スポーツ推進計画改訂版」（令和元年6月28日策定）において、「年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、スポーツは誰もが参加できるものであり、（中略）多様な人々がスポーツを通じて社会に参加することができるよう、スポーツを楽しむ環境を充実させるとともに、そのための活動を支援します。」としている。

このような中、本市では障がい者スポーツの普及振興や競技力向上、障がいのある方の社会参加の促進のための活動拠点となる障がい者スポーツセンターの整備に向けた調査検討を進めているところである。

本業務は、本市における障がい者スポーツセンターの在り方について、その考えを明らかにするための基本構想策定に係る検討の支援を行うものである。

3 業務の内容

別紙1「仕様書（案）」のとおり

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

4 契約の概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補業者との随意契約

(2) 告示日

令和6年4月30日（火）

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年2月7日（金）まで

5 予算規模

12,375千円程度（消費税等相当額を含む）

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

6 企画提案を求める項目

別紙1「仕様書(案)」を参照のうえ、業務を遂行するための下記の項目について、企画提案書等を作成すること。

- (1) 過去の類似業務実績について
- (2) 業務スケジュール、業務の実施体制及び費用内訳について
- (3) 業務実施方針
- (4) 本市の障がい者スポーツの現状と課題整理の手法、考え方について
- (5) 有識者へのヒアリングの手法、考え方について
- (6) 障がい者スポーツセンター整備までの対応の検討の手法、考え方について
- (7) 基本構想素案の作成
- (8) その他業務全体を通して有効と考えられる独自提案

7 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登録されており、かつ、以下の要件すべてに該当するものに限る。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者(手続き開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全ではない者
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止措置を受けていない者
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

8 参加手続きに関する事項

(1) 提出書類

ア) 参加意向申出書（様式1） 1部

イ) 企画提案書等

別紙2「企画提案書等の作成について」に基づき作成すること。

(2) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

「16 問合せ先（事務局）」のHPアドレスにアクセスし、必要な書類のデータをダウンロードすることにより入手すること。

(3) 書類提出方法

ア) 郵送（簡易書留）又は持参。

イ) 提出先

下記16に同じ

ウ) 提出期限

令和6年5月21日（火）正午必着

(4) 質問の受付及び回答

企画提案にあたり質問がある場合は、提出期限内に質問書（様式4）に質問の要旨を簡潔に記入し、下記ウのメールアドレスに送信すること。

ア 質問受付期限

令和6年5月7日（火）正午まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

sports-kikaku@city.sapporo.jp

※タイトルは、「(団体名)【札幌市障がい者スポーツセンター基本構想策定支援業務】質問書」とする。

9 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「札幌市障がい者スポーツセンター基本構想策定支援業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）の審査

において、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

- ・別紙3「評価項目及び評価基準表」により、提出書類による書類審査を行う。
- ・一次審査通過の企画提案は5件程度とする。
- ・一次審査は5/23（木）に実施予定であり、審査の結果は、5/24（金）中に企画提案者全員に通知する。
- ・応募件数が5件程度以下の場合是一次審査を省略し、提出者全員に別途連絡する。

(2) 最終審査

- ・一次審査を通過した企画提案者に対し、別紙3「評価項目及び評価基準表」により、ヒアリングによる審査を行う。
- ・出席者は総括責任者を含め、最大3名までとする。
- ・ヒアリングは1社（者）約30分（説明15分、質疑15分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社（者）あたりのヒアリング時間は変わる可能性がある。）
- ・説明については、企画提案書に基づいて行うこととし、資料の配布及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。
- ・最低基準点は、実施委員会各委員の持ち点（130点）を合算した値（満点）の6割とし、最も点数の高い企画提案者を契約候補者として選定する。
- ・採点と同点の場合は、審査項目における「3. 企画提案書」の評価が高いものを契約候補者として選定する。「3. 企画提案書」が同点の場合は、実施委員会の協議により選定する。
- ・なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば、最も優れた企画提案者として選定する。
- ・ヒアリングについては、5月28日（火）の実施を予定しているが、時間や場所等の詳細については、別途対象者に通知する。

(3) 選定結果の通知方法

選定の結果は、一次審査を通過した企画提案者全員に対して文書により通知する。

10 契約

契約については、選定された契約候補者と発注者の間で詳細を協議のうえ、締結する

ものとする。なお、この協議により、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との協議が整わない場合は、実施委員会での審査において次点とされた者と交渉する可能性がある。なお、契約は発注者と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

12 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

13 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、提案者は企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

14 その他留意事項

- (1) 本企画提案に係る一切の費用については提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (4) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (5) 提出された企画提案書その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

15 企画提案に係るスケジュール

・ 企画提案の公募開始	令和 6 年 4 月 30 日（火）
・ 質問書の提出期限	令和 6 年 5 月 7 日（火）※
・ 質問書に対する回答	令和 6 年 5 月 13 日（月）
・ 参加意向申出書及び企画提案書等の提出期限	令和 6 年 5 月 21 日（火）※
・ 一次審査（書類審査）	令和 6 年 5 月 23 日（木）
・ 最終審査（ヒアリング予定）	令和 6 年 5 月 28 日（火）

※提出期限についてはいずれも正午必着とする。

16 問合せ先（事務局）

〒060 - 0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地 7 ORE 札幌ビル 9 階

札幌市スポーツ局スポーツ部企画事業課

TEL : 011-211-3044 FAX : 011-211-3046

HP アドレス : <https://www.city.sapporo.jp/sports/keiyaku/documents/ippan2024/proposal1.html>

メールアドレス : sports-kikaku@city.sapporo.jp